

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

(様式5)

最終更新日：令和3年3月14日

公益社団法人日本アメリカンフットボール協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://americanfootball.jp/>

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|---------------------------------|--|--|-------------------------|
| 1 | [原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである | (1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること | 組織運営に関する中期計画として「ガバナンス強化基本方針・実施5ヶ年計画」を2020年11月に策定し、HPにアップした。 | 1.「ガバナンス強化基本方針・実施5ヶ年計画」 |
| 2 | [原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである | (2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること | 人材採用育成計画は策定していないが、2020年度策定した「ガバナンス強化基本方針・実施5ヶ年計画」において、人材の育成について、顧問契約している法律事務所弁護士により、適時理事研修を行い、ガバナンス、コンプライアンスの知見を養うことを明記している。 | 1.「ガバナンス強化基本方針・実施5ヶ年計画」 |
| 3 | [原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである | (3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること | 毎年度、事業計画、事業予算書については理事会で確認し、社員総会で説明し意見を求め、また、事業報告書、事業決算書については監事による監査を受けたのち、社員総会で確認している。 幣協会は公益社団法人として認定されており、認定委員会に毎年度、事業計画、事業予算書、事業報告書、事業決算書を提出し、またホームページに公表している。 | |

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|---------------------------------------|--|--|--------------------------------|
| 4 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること | <p>現在、外部理事は理事総数22名中、3名(13.6%)であるが、役員定数拡大のため定款変更を今年度するとともに、「役員選任議案作成に関する基準」の推薦枠見直しにより、2021年度の役員改選から外部理事割合を改善する。</p> <p>女性理事は、理事総数22名中、2名(9.0%)であるが、役員定数を拡大するとともに、「役員選任議案作成に関する基準」の推薦枠見直しにより、2021年度の役員改選からさらに女性理事を任命予定であり、女性理事割合を改善するが、「ガバナンス強化基本方針・実施5ヶ年計画」にも明記しているとおり、当該5ヶ年では女性理事割合40%にはとどかない。</p> <p>女子アメリカンフットボールの競技人口が極めて少ない現状においては、まず競技そのものの認知度を上げ振興を図ることが優先課題であり、それに先行して女性理事の割合増加や業務執行理事への任用は現実的でなく、今後の日本国内におけるアメリカンフットボールの振興に合わせて取り組む将来的な課題とすることを「ガバナンス強化基本方針・実施5ヶ年計画」に明記している。</p> | 3.「役員選任議案作成に関する基準」 4.「役員名簿」 |
| 5 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること | 幣協会は、公益社団法人であり本審査項目は適用されない。 | |

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|---------------------------------------|---|--|---|
| 6 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること | アスリート委員会については、2018年5月に立ち上げた「フェアプレー推進委員会」が、その役割を担っており、その活動内容や選手の意見は理事会に報告されているが、当該組織を改組し、2021年度の役員改選には理事を選任することを「ガバナンス強化基本方針・実施5ヶ年計画」に明記している。 | |
| 7 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること | 現在、理事は22名、監事は2名により構成している。 幣協会では、事業執行に鑑み委員会を組織して取組みや方向性を取りまとめ、理事会において確認する、実効性の高い機関決定を行っている。 | 4. 「役員名簿」 5. 「Jafa_組織図」 33. 「委員会規程」 |
| 8 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること | 理事の就任時の年齢については75歳未満でなければならないと定めている。 | 3. 「役員選任議案作成に関する基準」 |

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|---------------------------------------|--|---|--------------------|
| 9 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること | <p>役員の内任期間や再任回数については、定めおらず、2021年度の理事改選の時点で、10年の在任期間を超える役員が24名中10名存するが、一括で変更することは運営に大きな影響があることから、激変緩和措置を講じた更新計画を「ガバナンス強化基本方針・実施5ヶ年計画」に明記している。また、理事更新終了後に「役員選任議案作成に関する基準」に理事の再任回数及び在任年数制限を明記する。</p> | 3.「役員選任議案作成に関する基準」 |
| | | | <p>【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】</p> <p>在任期間の長い理事を、一括で変更することは幣協会運営に大きな影響があることから、2021年度からの理事改選のスケジュールの合わせて数年をかけて順次交代するとともに、ロードマップを2021年度作成する。</p> <p>また、現時点では在任期間10年を超えていないが、内科・スポーツ医学を専門とし、国立スポーツ科学センターの立上げから関わりセンター長まで務め、また日本代表選手団本部ドクターとしてオリンピック6回、アジア大会3回、ユニバーシアード4回、計13回参加した経歴を持つ学識外部理事は余人に代えがたいことから例外措置とする。</p> | 4.「役員名簿」 |
| 10 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること | <p>審査基準(1)について</p> <p>役員候補者選考委員会は、設置されていないが、現在、各加盟団体からの推薦者、外部理事である学識経験者で構成する役員候補選任議案が作成され、社員総会において決議されており、その選出方法および選出過程に理事会の関与はない。</p> <p>完全なる独立した役員候補者選考委員会の設置は、日本におけるアメリカンフットボールの競技そのものの認知度を上げ振興を図ることが優先課題であり、将来的な課題として「ガバナンス強化基本方針・実施5ヶ年計画」に明記している。</p> | 3.「役員選任議案作成に関する基準」 |

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|-----------------------------|---|---|---|
| 11 | [原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。 | (1) NF及びその役員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること | 法令を遵守する規程を整備しており、「倫理懲罰規程」第4条（禁止事項）、第10条（処分等）により、JAF Aが組織する日本代表チームの構成員、JAF Aの加盟団体の構成員、JAF Aの役員、職員、委員会構成員について禁止行為および処分を定めている。 「定款」第10条（除名）、第11条（会員資格の喪失）、第12条（加盟団体および代表者等）により、JAF Aの会員、加盟団体の除名および資格喪失、第26条（欠格事由）、第30条（役員の仕事の喪失）により役員の仕事の欠格事由と仕事の喪失を定めている。 「日本代表チーム編成規程」第11条（非行行為に対する処分）により、JAF Aが組織する日本代表チームの構成員について禁止行為および処分を定めている。 「就業規則」第52条から第64条に服務規律を、第67条から74条に制裁および解雇を定めている。 | 6.「倫理懲罰規程」 7.「定款」 8.「日本代表チーム編成規程」 9.「就業規則」 |
| 12 | [原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか | 定款をはじめ、法人運営に関し、「入会及び退会に関する規則」「会費等に関する規則」「社員総会運営規則」「社員等に関する規則」「理事会運営規程」「謝金規程」「殿堂顕彰規程」「会長に事故があるときの社員総会議長代行順位に関する規程」「会計規程」「加盟団体に関する規程」「理事会提出役員選任議案作成に関する基準」「委員会規程」など各種規程を整備し、ホームページに公表している。 | |

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|------------------------------|---|--|------|
| 13 | [原則3] 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか | 法人の業務に関し、「倫理懲罰規程」「内部通報規程」「アンチ・ドーピング規程」「個人番号及び個人情報の保護に関する基本方針」「個人情報及び個人情報の保護に関する基本規程」「日本代表チーム編成規程」「印章管理規程」「理事等の職務権限規程」「就業規則」「法人カード利用規程」など各種規程を整備しホームページに公表している。 | |
| 14 | [原則3] 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか | 法人の役職員の報酬等に関し、「旅費規程」「役員等の費用弁償規程」「役員の報酬等の支給の基準を記載した書類」など各種規程を整備しホームページに公表している。 | |
| 15 | [原則3] 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか | 定款の第8章資産及び会計(第46条から第51条)、第9章基金(第52条から56条)において定められているほか、「寄附金等取扱規程」「会計規程」「管理運営基金取扱規程」など各種規程を整備しホームページに公表している | |
| 16 | [原則3] 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか | 会費、分担金の徴収及び基金等の運用益に関し、「定款」「会費等に関する規則」「社員等に関する規則」「管理運営基金取扱規程」「加盟団体に関する規程」など各種規程を整備しホームページに公表している。 | |

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|-----------------------------|--|--|--------------------------------|
| 17 | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること | 「日本代表チーム編成規程」を整備しており、第5条（監督の選任）第6条（コーチの選任・任命）により、選考基準を作成するコーチを選任し、競技またはポジションごとのコーチが個別の評価表を作成し評価にあたることが規程され、第8条（選手の選考）、9条（候補者から除外）により、選考基準、選考過程が明確になっている。また、当該委員会の委員の全員の同意が条件となっているとともに、第12条（不服申し立て）には、事後に選考理由の開示等のために、不服申し立てが規程されている。さらに、日本スポーツ仲裁機構の仲裁規則による自動応諾条項を設定している。選手登録やチーム移籍に関する規程は、加盟団体が個別に規定しておりJAFは該当しないが、選手の権利保護のため「内部通報規程」を整備している。 | 8.「日本代表チーム編成規程」 21.「内部通報規程」 |
| 18 | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること | 審判員の選考は、加盟団体である日本アメリカンフットボール審判協会が行っており、JAFではこの項目は該当しない。 | |
| 19 | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること | TMI総合法律事務所と顧問契約を締結し、専属の弁護士と規程の整備や法人運営に関する日常的な相談を行っている。 新任役職員は就任時に、役員としての法的知識習得の研修を受けている。 | |

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|-----------------------------|---|---|--------------------------------------|
| 20 | [原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。 | (1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること | <p>定期的開催はされないが、「倫理懲罰規程」第1条(目的)に照らして必要があるときに開催される。総務委員会内に、コンプライアンス担当理事を選任しており、「倫理懲罰規程」第6条により、コンプライアンス担当理事ほか利害関係者を除く理事、外部有識者として顧問弁護士で倫理委員会が設置され、その活動内容を理事会に報告している。</p> <p>女性メンバーの配置については、女子の競技人口が少なく、女性の競技に対する認知度も低い現状においては必要性に乏しいことから配置していないが、将来的には、女性理事を構成委員として配置していく考えである。</p> | <p>5.「JAF A__組織図」 6.「倫理懲罰規程」</p> |
| 21 | [原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。 | (2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること | <p>コンプライアンス(倫理)委員会構成員は、「倫理懲罰規程」第6条により、コンプライアンス担当理事ほか利害関係者を除く理事、監事、外部有識者として顧問弁護士が、理事会の決議により任命される。</p> <p>なお、現在監事には弁護士、会計士が在任している。</p> | |

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|---------------------------------|---------------------------------|---|------|
| 22 | [原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである | (1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること | 新任役職員は就任時に、役員としてのコンプライアンス教育を受けている。 また、JSPOが開催する各種研修に役員が参加し、理事会等で報告している。 | |
| 23 | [原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである | (2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること | 選手に対するコンプライアンス教育としては、海外派遣に伴う渡航説明会において選手の心得として教育するほか、フェアプレイ推進会議により、スポーツマンシップを身に付け、競技の場においてフェアプレイを実践するためにはどうすればいいのかという課題解決のためのヒントとなる資料を作成し、これをもとに学連各地にてシンポジウムを開催している。 指導者については、加盟団体のコーチを対象にJSPO公認スポーツ指導者講習会への参加を呼びかけており、学連の一部は義務化しているところもある。 | |
| 24 | [原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである | (3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること | 審判員のコンプライアンス教育は、加盟団体である日本アメリカンフットボール審判協会が行っており、JAFではこの項目は該当しない。 | |

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|--------------------------|--|--|---|
| 25 | [原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである | (1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること | <p>法令、定款、会計規程並びに公益法人会計基準等の一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守している。また、専門性を有し適性のある監事2名（弁護士、公認会計士）を置き、各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査に加え、具体的な業務運営の妥当性に関する監査も行っている。</p> <p>法律のサポートとしては、法律事務所と顧問契約を締結し、専属の弁護士と日常的な相談を行っている。</p> <p>税務、会計等については、税理士法人と業務契約を締結しており日常的にサポートを受けている。社会保険等の算定については、社会保険労務士と業務契約を締結し、給与計算、社会保険料算定等のサポートを受けている。</p> | |
| 26 | [原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである | (2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること | <p>財務管理及び財産管理については、理事の職務権限規程に基づき経費支出等の稟議を行い、会計規程により適正に処理している。また、定款28条に基づき監事による監査を経て社員総会において議決される業務サイクルが確立している。</p> <p>一般社団法人法第61条に基づき、監事2名を設置し、監事には専門的能力を有するものとして、法律事務所の所長および会計監査法人の理事長が任についている。</p> <p>定款28条に基づき監事は各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査に加え、定款43条に基づき理事会の議事録署名人として指定されており、理事会に出席し具体的な業務運営報告を受けその妥当性も審査している。</p> | <p>7.「定款」</p> <p>25.「会計規程」</p> <p>32.「理事等の職務権限規程」</p> <p>4.「役員名簿」</p> |
| 27 | [原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである | (3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること | <p>補助金等助成元の要項などの定めに沿って、助成金申請のため予算書を作成し、会計規程に沿って適切に処理し、事業終了後、実績報告等を行い審査受け助成金を受領する。また、毎年ではないが助成元の無作為抽出による、助成金調査を受けている。</p> | |

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|------------------------|---|--|-----------------|
| 28 | [原則7] 適切な情報開示を行うべきである。 | (1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと | 公益法人認定法で定められている法定備置書類として定款、各種規程、事業計画、収支予算書、事業報告、貸借対照表、財産目録、監査報告、納税証明書、履歴事項全部証明書、印鑑証明書、役員名簿、社員名簿、社員総会議事録、理事会議事録を事業所に常備し、要請に応じて閲覧できるよう整えてある。また、ホームページ〈 https://americanfootball.jp/jafa-outline 〉に定款、事業計画、収支予算書、事業報告、貸借対照表、財産目録、役員名簿、社員名簿を公開している。 | |
| 29 | [原則7] 適切な情報開示を行うべきである。 | (2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること | 日本代表チーム編成規程はHPで公表されている。 代表選手の募集、トライアウトの実施要領等は、ホームページ〈 https://americanfootball.jp/jafa-outline 〉で公表するとともに、加盟団体に個別に通知している。 選考された選手もホームページで公表している。 選考理由等開示のために、不服申し立てできる。 | 8.「日本代表チーム編成規程」 |
| 30 | [原則7] 適切な情報開示を行うべきである。 | (2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること | ホームページ〈 https://americanfootball.jp/jafa-outline 〉に、ガバナンスコード自己評価書を、2021年3月より公表している。 | |

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|------------------------|--|--|---|
| 31 | [原則8] 利益相反を適切に管理すべきである | (1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること | 「倫理懲罰規程」第4条（禁止事項）に規程され、「理事会運営規程」第8条（決議の方法）、第10条（報告）の規程によって、重要な契約、利益相反取引について、適切に管理している。 また、「理事等の職務権限規程」第2条による善管注意義務および忠実義務の規程が、利益相反ポリシーに基づいた規程を包含している。 | 6.「倫理懲罰規程」 16.「理事会運営規程」 32.「理事等の職務権限規程」 |
| 32 | [原則8] 利益相反を適切に管理すべきである | (2) 利益相反ポリシーを作成すること | 「倫理懲罰規程」第4条（禁止事項）に規程され、「理事会運営規程」第8条（決議の方法）、第9条（決議事項）、第10条（報告）の規程によって、重要な契約、利益相反取引について、適切に管理している。「理事等の職務権限規程」第2条（善管注意義務および忠実義務）が、利益相反ポリシーに基づいた規程を包含し、また、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第5条（公益認定の基準）において「三 その事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の政令で定める当該法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。」、「四 その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとしてあること。」をポリシーとして準用している。 | 6.「倫理懲罰規程」 16.「理事会運営規程」 32.「理事等の職務権限規程」 |

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|---------------------|---|---|--|
| 33 | [原則9] 通報制度を構築すべきである | (1) 通報制度を設けること | <p>2017年度までは、通報窓口は事務局のみであったが、2018年度から法律相談事務所と通報窓口の業務委託契約を締結し、通報窓口を2ルート設置しホームページ<https://americanfootball.jp/archives/1724>にアップしている。</p> <p>「内部通報規程」第6 (相談窓口の利用方法)、第17条 (守秘義務)、第18条 (通報者の守秘義務) において、守秘義務を課し、通報者を特定し得る情報や通報内容について情報管理を徹底することを規定している。</p> <p>「内部通報規程」第15条 (通報者に対する不利益な取扱いの禁止) において、通報者等に対する不利益な取扱いを行うことを禁止することを規程している。</p> <p>コンプライアンス担当理事は、「内部通報規程」第12条 (調査報告) に基づき、内部通報案件を理事会に報告し、第13条 (対応策の実施等) に基づき、理事会が対応策を検討し、「倫理懲罰規程」に該当する場合は理事会内に倫理委員会を設置するなど、通報から処分までの一連の流れを実践しており、役員は通報が正当な行為であることを意識する環境にある。</p> <p>「内部通報規程」第23条 (制度の見直し、改善) に基づき、運用状況や監査結果等を踏まえ制度の見直しを行うことを規定している。</p> | 21. 「内部通報規程」 |
| 34 | [原則9] 通報制度を構築すべきである | (2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること | <p>通報制度の運用体制は、2017年度までは、通報窓口は事務局のみであったが、2018年度から法律相談事務所と通報窓口の業務委託契約を締結し、通報窓口を2ルート設置した。</p> <p>「内部通報規程」第10条 (調査担当者) により、調査担当者をコンプライアンス担当理事が指名するが、必ず通報窓口の業務委託契約を締結した法律事務所の弁護士が調査員として参加することとしている。</p> | 21. 「内部通報規程」 53. 「法律業務委託契約書」 (通報窓口) |

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|----------------------|---|---|------------|
| 35 | [原則10] 懲罰制度を構築すべきである | (1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること | 「倫理懲罰規程」により、禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を規定している。 当該ガバナンスコード自己評価を踏まえ、懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続周知のため、ホームページに「倫理懲罰規程」をアップしている。 | 6.「倫理懲罰規程」 |
| 36 | [原則10] 懲罰制度を構築すべきである | (2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること | 「倫理懲罰規程」第6条により、中立性専門性を考慮したうえで、利害関係人を除く専務理事、理事(3名)、監事(1名以上)、外部有識者(1以上名)で倫理委員会を設置する旨規程している。 | 6.「倫理懲罰規程」 |

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|---|---|--|-------------------------------|
| 37 | [原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。 | (1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること | 「倫理懲罰規程」第12条（不服申し立て）および「日本代表チーム編成規程」第12条（不服申し立て）により、競技者から公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して仲裁申し立てがなされた場合、当該申し立ては公益財団法人日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁規則によって解決される旨、自動応諾条項を2018年11月17日に設定している。 公益財団法人日本スポーツ仲裁機構への申立期間について特段制限は設けていない。 | 6.「倫理懲罰規程」 8.「日本代表チーム編成規程」 |
| 38 | [原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。 | (2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること | 処分対象者に対しスポーツ仲裁の利用が可能である旨、口頭通知としており、通知書上には記載していないが、2021年度から通知書上にも記載を行うこととする。 | |

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|--------------------------------|--|--|---|
| 39 | [原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。 | (1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること | 危機発生または情報収集した場合、危機管理体制を設置するための「危機管理基本方針」を2021年3月に策定した。 | 54.秘密保持契約 55.消防計画(鏡) 56.危機管理基本方針 |
| 40 | [原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。 | (2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施 | 不祥事が発生した場合、危機管理基本方針により危機管理会議が、速やかにコンプライアンス担当理事を中心に、中立性専門性を考慮したうえで、利害関係人を除く専務理事、理事(3名)、監事(1名以上)、外部有識者(1以上名)で構成する倫理委員会の設置を指示し、「倫理懲罰規程」第6条(倫理委員会の設置)、第7条(通報および調査)、第9条(審査)、第10条(処分等)により、事実調査、原因究明、処分案を作成し、理事会に報告する体制としている。 | 6.「倫理懲罰規程」38-1.「倫理懲罰委員会報告」 38-2.「倫理懲罰委員会報告」 38-3.「倫理懲罰委員会報告」 56.危機管理基本方針 |
| 41 | [原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。 | (3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者(弁護士、公認会計士、学識経験者等)を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施 | 外部委員会は設置していないが、「倫理懲罰規程」第6条(倫理委員会の設置)により、コンプライアンス担当理事が、中立性専門性を考慮したうえで、利害関係人を除く専務理事、理事(3名)、監事(1名以上)、外部有識者(1以上名、2020年度時点では委託弁護士)で構成している。 | 6.「倫理懲罰規程」 |

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|--|--|--|------|
| 42 | [原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。 | (1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと | 「入会及び退会に関する規則」、「加盟団体に関する規程」により加盟手続きを経た傘下団体の代表者が正社員として社員総会を構成し、「定款」、「社員総会運営規則」、「理事会運営規程」、「理事等の職務権限規程」の定めるところの権限を有することになる。 これにより全体として統一性、整合性のある指導、助言、支援を行うことができる。 加盟団体への指導助言として、フェアプレイシンポジウムを地方組織ごとに開催しているほか、「日本スポーツ協会公認指導者養成事業」、「コーチクリニック、フットボール教室」、「安全対策セミナー」、「医科学研究会」、「アンチ・ドーピング講習会」により指導助言を行っている。 また、「地域振興助成金」を予算化し、財政面の支援も行っている。 | |
| 43 | [原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。 | (2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと | 加盟団体のガバナンス強化のため、フェアプレイシンポジウムを地方組織ごとに開催しているほか、「日本スポーツ協会公認指導者養成事業」、「コーチクリニック、フットボール教室」、「安全対策セミナー」、「医科学研究会」、「アンチ・ドーピング講習会」により指導助言を行っている。 | |